

定 例 会 議 会 議 録

| | | |
|--------|---|-----|
| 開催日時 | 令和7年12月17日（水）午前10時00分～午後0時20分 | |
| 開催場所 | 特別会議室、公安委員会室 | |
| 区分 | 『全体会議』 議題・要旨 | 主管部 |
| 【報告事項】 | <p>1 第398回県議会（11月定例会）の開催結果等について</p> <p>第398回県議会（11月定例会）の会期は、11月27日（木）から12月17日（水）までの21日間で開催された。</p> <p>警察関係の議案等については、予算議案1件と条例外議案1件を提出している。予算議案は、冬期間の除雪作業等で摩耗した道路標示を速やかに塗り替えるための塗替工事の委託契約額の設定1億2,000万円が提出されているものである。条例外議案は、岩沼警察署改築工事の施行内容変更に伴う工事請負金額の変更契約の締結について提出されており、本日の本会議でいずれも原案可決される見込みとなっている。</p> <p>専決処分の報告は、交通事故等に係る和解及び損害賠償の額の決定4件について、報告している。</p> <p>警察関係の質問・質疑は、一般質問で、熊谷義彦議員、伊藤吉浩議員、荒川洋平議員、わたなべ拓議員、伊藤和博議員から、予算特別委員会総括質疑では、横山のぼる議員からそれぞれ質問があった。</p> <p>次期定例会県議会（2月定例会）の招集予定日は本日午後の本会議で示される見込みとなっている。</p> <p>委員：議会で熊の対応に関する答弁があったが、駆除に関する対応は機動隊という認識でいいのか。</p> <p>総務部長：そのとおり。実際の訓練や猟友会等との連携もこれからというところではあるが、実際にライフル銃を使用するのは機動隊となる。</p> <p>委員：承知した。経験が豊富な機動隊員でも犯人を狙撃する場合と動く動物を狙撃する場合では大きく違うと思うので、猟友会と連携しながらノウハウを吸収し、ぜひ頑張ってもらいたい。</p> | 総務部 |
| | <p>2 宮城県警察職員が着用する名札の制式の改正について</p> <p>現在の職員の名札の制式等については、「宮城県警察職員の名札着用要領の一部改正について」により規定していたが、昨今、問題となっているカスタマーハラスメントへの対策の一環として改正するものである。改正内容は、現行様式は平成13年に制定され、旭日章（警察マーク）、漢字氏名及びローマ字氏名を表記していたが、氏名の表記を名字のみの漢字及びローマ字に変更するものである。他県の状況は、東北では宮城県以外が名字のみとなっており、宮城県庁も本年1月から名字のみに変更している。導入スケジュールに関しては、年度内に配分及び施行を予定している。引き続き、職員が安心して働ける職場環境を構築し、さらなる県民サービスの向上を図っていく。</p> <p>委員：いわゆる世間的にカスタマーハラスメントと言われても、警察がそれを言っているのかという風潮もあるが、警察官自身も生活や家族もあるわけなので、不当な圧力からは身を守る体制を整備する必要があるのではないかと思う。警察官が求めに応じて氏名を教示することを訓令で定めていることは認識しているが、名前まで明らかにする必要</p> | 総務部 |

| | |
|--|---|
| | <p>があるのか、一定の基準を組織的に定めて運用できるよう検討いただきたい。</p> <p>総務部長：他県の状況も参考にしつつ柔軟に対応していく。</p> |
|--|---|

| 区 分 | 『 個 別 審 議 等 会 議 』 | |
|-------------|---|-----------|
| 【 決 裁 事 項 】 | 1 苦情の調査結果及び通知案について（3件） | 総 務 課 |
| | 2 飲食店業者に対する飲食店営業の営業停止命令について（3件） | 生活安全企画課 |
| | 3 風俗業者に対する風俗営業の許可の取消し及び飲食店営業の営業停止命令について 委 員：深夜に及ぶ様々な取組を進めていただいている。違反を1件でも多く減らせるよう頑張っていたきたい。 管 理 官：承知した。 | 生活安全企画課 |
| | 4 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等 | 運 転 免 許 課 |
| 【 報 告 事 項 】 | 1 公益通報の措置結果について | 広 報 相 談 課 |
| | 2 令和7年11月中におけるストーカー規制法に基づく文書警告の実施結果について | 県民安全対策課 |
| | 3 令和7年11月中におけるストーカー規制法に基づく禁止命令の実施結果について | 県民安全対策課 |
| | 4 宮城県警察速度管理指針の策定について 委 員：可搬式速度違反自動取締装置とは従来の速度違反の取締りとは方法が異なるという認識でいいのか。 管 理 官：そのとおり。従来の速度取締りは、現場で違反車両を停止させる必要があったが、可搬式速度違反自動取締装置を使った場合、違反車両を自動で写真撮影するため、現場で違反車両を停止させることなく取締りが可能であり、取締り場所の確保が困難な生活道路等での速度取締りに活用している。 委 員：承知した。 | 交 通 企 画 課 |
| | 5 交通規制の意思決定について（令和7年12月分） | 交 通 規 制 課 |
| | 6 公安条例許可申請について（令和7年11月分） | 警 備 課 |
| | 7 小型無人機等の飛行に関する通報について（令和7年11月分） | 警 備 課 |